

2026 年(令和 8 年)8 月 22 日(土)

立憲民主党参議院議員会長

水岡 俊一 様

林勝美地方自治研究所

所長 林 勝美

元： 国立大学法人熊本大学大学院法曹養成
研究科(法科大学院)教授

元： 国立大学法人熊本大学大学院法学研究
科教授

元： 国立大学法人熊本大学法学部教授

元： 東京都総務局法務部訟務担当課長

ホームページ

<http://www.hayashi-jichitai-gyouseishien.com/>

中道や公明との合流はせず立憲民主党
の党名を維持し活動が続けていくこと
を強く要望いたします。

第 1 はじめに

この度の、特別国会・参議院での審議につき、問題のある法案

の質問等、他党よりも国民の意向を反映した鋭くかつ的を射た質問等に接し、所属議員の皆様に御礼とねぎらいの言葉を申し上げたいと思います。

そこで、結論から申し上げますと、やはり中道や公明とは合流せずに、立憲の旗を倒さずに、立憲として独自の活動を行くべきであると強く要望いたします。それが国家・国民のためになり、必ず政権交代への道につながって行くものと確信します。

立憲民主党都連の意見が登載されていた、2026年8月8日(土)の讀賣新聞朝刊 25 面・多摩版での川名雄児会長、西沢圭太幹事長の合流反対の意見に答えるべきかと思います。

以下に私なりの対応策について述べたいと思います。

その前にまず、中道との関係について述べるならば、元公明党代表であった斉藤鉄夫氏は、「排除の論理」は否定すると言いながら、安保法制の賛同が参加の前提であるというのですから、安保法制が違憲と判断している者は、排除されるということになります。

いずれにしても、公明に配慮した公明のリーダーシップに服するような党運営になる可能性が大であると考えます。

高市自民党と日本維新の会の与党によって、民意から離れた法案

が次々と成立していく状況を見るにつけ、立憲民主党に頑張ってもらわねばと強く思います。

私の経歴は、ホームページ(「林勝美地方自治研究所」と入力・検索)1面に表示されているバナー「プロフィール」をクリックすると1行目に出てきますが、1944年樺太本斗郡本斗町生まれの樺太からの引き揚げ者です。また、ホームページ1面の「私の略歴」を見ていただければ概略が分かるかと思います。また、「プロフィール」や、「研究実績」、「研修講師実績」を見ていただければ、これまでの経緯が記載されていますので、分かるかと思います。

ところで、私は、ここの「第1はじめに」で強調しておきたいことは、日本はここにきて「危険水域」に入ったのではないかと、はっきり認識するに至っております。亡くなった作家の半藤一利さんは、集団的自衛権の閣議決定という解釈改憲を行った時点を捉えて、「ノー・リターン・ポイント」だと、明言したのが2014年(平成26年)5月19日(月)・毎日夕刊2面でしたが、現在は、① 殺傷能力のある武器の輸出、② 敵基地攻撃用の長射程ミサイルの配備、③ 南西シフトの防衛体制強化、④ 非核三原則の見直し、⑤ 核共有の議論、⑥ 呉等の防衛産業基盤の強化、⑦ 原子力潜水艦の

配備検討、⑧ オーストラリアからの攻撃用ドローンの購入契約落札、⑨「子ども向け防衛白書」の学校への配布、⑩ 自衛官の階級を大佐、大尉のように旧軍隊時の呼称にする予定 等々 ここまでやるかという「高市戦争一直線内閣」の現状であります。

今回の特別国会で成立した、国旗損壊罪法、皇室典範改正法、副首都法の対応に関する私の考えを、以下に述べますが、立憲民主党として、不退転で死にものぐるいの対応を希望いたします。

第２ 立憲民主党としての具体的対応策

1 国内問題

対応策を掲げる場合の基本は、政権を取ったならば必ずこれを実現させます、と国民に抽象的でなく具体的に約束することです。自民党・維新内閣でしなかった・できなかった仕事を必ずすること。これに尽きます。

大きな仕事である、安保法制等は、後述いたしますが、それよりも立憲が政権を取ったならば、① 森友問題の真相を必ず明らかにします。約束します。このように言い切ることです。また、② 旧統一協会の真相を必ず明らかにします。約束します。と、言い切ることです。

だから何としても勝たせてくださいと選挙で叫び続けることなのです。各省の担当職員は、必ずパソコンに個人用のデータを密かに保存しています。政権取れば、「出せと職務命令」をかければ、必ず出てきます。

(1) 安保法制の具体的対応策について

集団的自衛権は、「他国防衛権」であって、「他衛権」であり、
ます。自分の国を守る「自衛権」ではないということです。「自衛権」と「他衛権」は、これは、全くの別物なのです。したがって、憲法 9 条では、他国防衛は認めていないことは明らかでありますから、部分的であろうが、全部であろうが、「他衛権」である「集団的自衛権」は、憲法 9 条の範囲外なのです。

選挙権を有している大学生、高校生や社会で働いている方々に対しては、この区別をしっかりと、理解してもらうことです。

そして、これも、これまで必ずしも明確にされてこなかった点に、憲法 9 条の枠内であると、認められている「自衛隊」という「軍隊でない実力組織」と専守防衛の範囲の関係という問題があります。

すなわち、軍隊でない以上、安保法で定めた「存立危機事態」

の要件に仮に当たるとされても、憲法 9 条に定める範囲の自衛権の行使が許される自衛隊の行動範囲は、専守防衛の範囲内に限られるとされることになるものです。それが、憲法 9 条の認める、自国を守る個別的自衛権として認められる範囲なのです。

したがって、他国防衛権としての「集団的自衛権」を認めたいと考えるならば、明確に主権者である国民にこの内容を説明し、理解を十分に得た上で、国会の発議、国民投票による憲法改正の方法をとるべきであって、それ以外の方法はないということです。

いずれにしても、戦争に巻き込まれない解釈と外交手法によって、戦争の惨禍が国民に及ぶことがないようにしなければなりません。

(2) 国旗損壊罪法、皇室典範改正法、副首都法への対応策について

立憲民主党にとっては、この成立した 3 法律について、極めて不本意であることは明らかなことです。

まず、国旗損壊罪法につき述べます。この法律は、日弁連会長の反対声明にもあるように、表現の自由の侵害等憲法上問題があります。今後は、最初に着手が想定される警察関係の具体的事例

の取扱を見ることになろうかと思えます。しかし、この法律の廃止を求めていくべきと考えます。

皇室典範改正法につきましては、細川護熙元首相の「皇室典範だまし討ち改正は許されない 高市総理よ、日本を壊すな」(文藝春秋 2026 年 9 月号 94 頁～103 頁参照)の「緊急提言」をご参照ください。

私は、男系・女系にかかわらず「直系長子優先」で皇位を継承すべきと考えます。この考え方が、現憲法の「象徴天皇制」に相応しいものと確信いたしております。

また、この度の皇室典範改正法については、日本会議や女婿の麻生副総理の影がちらついておりますことは、多くの国民から賛同を得られないのではないかと思います。

立憲民主党は、欧州王室のように男女を問わない「直系長子優先」の継承原則の導入を求め、「皇室典範改正法の再改正」を主張して、実現に向けて頑張っていただきたい。

次に、副首都法ですが、副首都と特別区設置は何ら関係がないものであるのに、大阪都構想にリンクさせているとしか考えられない。これは明らかにおかしい事であり、チームみらいの 2 票がなければ、参議院本会議で否決されていたはずです。再度、立憲

民主党には頑張っていたきたい。

2 国際・外交問題

(1) 国際・外交の場での立憲民主党の意向を踏まえた政策提言・ロビー活動の推進

立憲民主党にも勉強会にゲストとして招かれ、また、米国务省や連邦議会議員等に対して、政策提言をしている猿田佐世氏(日本とニューヨーク州の弁護士資格を有する)が代表す「新外交イニシアティブ」が信頼おける団体であると思います。

特に、米国内の正確な情報収集等に役立つのではないかと考えます。

(2) 核禁止・核兵器削減の具体的対応について

これについては、米国との同盟関係を基礎として、唯一の被爆国の立場から、具体的な手法を採用して積極的に展開を図っていくことが不可欠であります。

ショックを与えるとしても、「赤い背中の写真」の大型写真版や被爆直後の廃墟となった広島・長崎の大型写真版を示しての説明は、欠かせないと思います。

また、日本の憲法9条の存在そのものについても、米国内で

知っている人が少ないと聞いているので、立憲民主党の新政権で憲法 9 条の普及活動に力を入れていただきたい。

第 3 おわりに

立憲民主党は、働くミドルパワーの人材の増加に努めることが政党活動の重点事項かと思います。それが、重要であることは言うまでもありません。

私は、熊本大学法学部教授(地方自治法専攻)で採用され、多くの学生に授業を通して接してきました。また、出身大学は、当時総理府北海道開発庁庶務課に勤務しながら、中央大学法学部法律学科の夜間部に通いその卒業ですので、働きながら勉学している学生に問いかけることが重要であると考えております。正確な知識を伝えてあげなければ、「参政党」や「チームみらい」、「国民民主党」に引き寄せられてしまいます。

ここで、戦後初めてになると考えられる憲法改正と学生との関係について若干述べます。

これについては、上皇様がご在位の平成 27 年年頭のご感想にき、次のように述べております点を、配慮すべきと考えます。その内容は、「本年は終戦から 70 年という節目の年に当たります。多く

の人々がなくなった戦争でした。(中略)この機会に、満州事変に始まるこの戦争の歴史を十分に学び、今後の日本のあり方を考えていくことが、今、極めて大切なことだと思っております。」と述べておられることです。

選挙年齢が下げられて若年層の枠が広がったこととも合わせ、これまでの戦争の歴史につき、十分に学んでからでなければ、憲法改正に踏み込むべきではないということです。これが、上皇様の言わんとしていることと理解されるべきであります。

立憲民主党は、他党と異なり憲法審査会で、お試し改憲事項に注力する対応はとっておりません。立憲民主党が中心となって、これから投票する若者が、これまでの歴史を学ぶ10年ほどの勉強期間を、まず、この若者たちに与えるべきであるとして取り上げてください。お願いいたします。

立憲民主党を、これからも応援しますので、政権奪取を目指して頑張ってください。

以上